

『給与支払報告書』

提出期限は、一月三十一日です

お店のご主人や、会社で経理を担当している方は、毎年のことですが、次のことをお願いします。

従業員（臨時・パートの人もふくむ）がいる個人事業主のかたや所得税で青色申告書を提出しているかたで、事業専従者のいるお店のご主人、会社などに勤務している従業員に「昭和五十七年一月一日から十二月三十一日までの間」（中途退職者の場合退職時まで、中途就職者の場合就職時以降）に支払った給料や賞与などの合計額を、すでにお手持ちにお届けしてある給与支払報告書に記入のうえ、一月三十日までに市役所税務課へ提出して下さい。

「給与支払報告書」の提出は、個人や法人などの事業の形態、従業員数、青色専従者の人数、また支払金額の多少などにはいっさい関係なく、その者に支払った五十七年中の一年間の給料、賞与などの総支払額、年末調整の際控除した配偶者扶養親族、障害者

等の数、社会保険料、損害保険料、生命保険料等の金額および徴収した税額等を記入していただくようになっていま

す。この「給与支払報告書」の用紙は、三枚一組と四枚一組の二種類あり、一般的の従業員など給与等の支払いを受ける者は三枚一組の用紙を使って、二枚を税務課へ提出していただきます。

つぎに、五十七年中の給与の収入金額が五〇〇〇万円を超える人や、法人などの役員（一年間の給与の収入金額が五〇〇万円をこえる人）は、四枚一組の用紙を使っていたとき、二枚を税務課へ、一枚は源泉徴収票として大月税務署へ、残り一枚を本人に渡して下さい。

なお、この「給与支払報告書」の提出に関連して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く收入のない人は（例えば農業収入、営業収入、不動産収入などをおいいます）この事業主から提出される給与支払報告書

だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。

ただし、つぎのような方は申告していただかなければなりません。

①病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人

②災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする人

③住宅を新築して住宅取得控除を受けようとする人

④住宅ローン控除を受けようとする人

などは確定申告書または市県民税の申告書に領収書、証明書等の書類添付し提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意ください。

このように「給与支払報告書」は、市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるものです。

なお、あなたの事業所の従業員で、都留市以外の市町村から通勤している人の場合、その人の五十八年一月一日現在の住所地の市役所や役場へ提出することになります。

この「お尋ね」を出しませんと直接大月税務署まで行っていただくことになります。

譲渡所得の「お尋ね」

お早めに！

土地や建物を売った利益、（譲渡所得）に對して、所得税等がかかります。

昨年中に土地・建物等を売った場合には、確定申告をしていただきますが、その資料

とならない「お尋ね」を大月税務署の依頼により市の税務課で取りまとめます。

申告書の提出は一月三十一日（月）までとなっていますが、まだ提出してない人は、至急

提出して下さい。

『償却資産』の申告

償却資産の所有者は、毎年

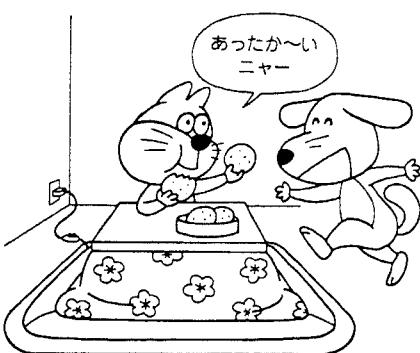
一月一日現在をもって、償却資産の申告をしていただきます。

申告書の提出は一月三十一日（月）までとなっていますが、まだ提出してない人は、至急

提出して下さい。

なお、用紙のない人は税務課資産税係（☎（0555）2233-1111内二五三）へ請求して下さい。

熱はにがさず使いましょう



コタツの下にマットを敷き、掛けぶとんは、大きく厚手のものを、電気の使用量が15%ぐらい少くなります。

東電・大月営業所
☎ 05552233

該当者には、日時を指定した通知書が大月税務署より送付されますので、関係書類と一緒に提出をお願いします。

この「お尋ね」を出しませんと直接大月税務署まで行つていただことになります。